

国海査第 262 号
令和 4 年 12 月 27 日

一般社団法人 日本船用工業会
専務理事 安藤 昇 殿

国土交通省海事局検査測度課長
小磯 康
(公印省略)

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正について（通知）

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を別添のとおり改正することとしたため、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

(送付先関係団体)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 共有船舶建造支援部	部長	伊崎 朋康
一般財団法人 日本海事協会	副会長	重見 利幸
一般社団法人 日本船主協会	理事長	森重 俊也
一般社団法人 日本造船工業会	専務理事	瀬部 充一
一般社団法人 日本中小型造船工業会	専務理事	岩本 泉
一般社団法人 日本船舶品質管理協会	専務理事	濱田 哲
日本内航海運組合総連合会	理事長	河村 俊信
一般社団法人 日本船用工業会	専務理事	安藤 昇
一般社団法人 日本外航客船協会	常務理事	松本 隆司
一般社団法人 日本旅客船協会	会長	山崎 潤一
一般社団法人 日本長距離フェリー協会	常務理事	伊藤 隆
一般財団法人 日本舶用品検定協会	常務理事	近藤 敏和
一般社団法人 日本海事代理士会	会長	小田 啓太
一般財団法人 日本船舶技術研究協会	専務理事	加藤 光一
一般社団法人 日本海事検定協会	会長	齋藤 威志
一般財団法人 新日本検定協会	会長	阿久根 泰一
Lloyd's Register Group Limited	General Manager, Japan	栗原 道則
DNV GL AS	Country Manager, Japan	Stian Erik Sollid
American Bureau of Shipping	Area Operation Manager, Japan	増永 幸大郎

○国土交通省告示第千三百十二号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の規定に基づき、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

5 液体を収納するIBC容器は、摂氏五〇度で圧力一〇キロパスカルを超える蒸気圧又は摂氏五五度で圧力一三〇キロパスカルを超える蒸気圧を持つ危険物の容器として使用してはならない。ただし、別表第一の国連番号の欄に2672と掲げられている危険物を収納するIBC容器については、この限りでない。

第十条第四号中「別表第一の容器及び包装の欄において」を「別表第一備考6において」に、「危険物」を「容器に収納する危険物」に改める。

第十条の三中「及び第四号様式の少量危険物用表示」を削る。

第十四条の三第一号リ中「別表第一」を「第三条第二項ただし書の規定により「温度管理が必要」若しくは「TEMPERATURE CONTROLLED」を品名に付している危険物、別表第一」に改める。

第二十五条の五第二項第二号イの表中「減じた圧力」の下に「又は○・一メガパスカルの圧力のうちいずれか高い方の圧力」を加える。

別表第一1002の項辞書の欄中「SP392」の下に「SP397」を加え、同表1012の項品名の欄のうち日本語名の欄中「[ブタン]」を「[1-ブタン]」「[シス-2-ブタン]」「[トランス-2-ブタン]」に改め、同項辞書の欄中「-」を「SP398」に改め、同表1052の項詞綴の欄中「SGG1a」を「SGG1」に改め、同表1169の項を削り、同表1191の項品名の欄のうち日本語名の欄中「[2-エチルヘキサナール^P]」を「[2-エチルヘキサナール]」に、「[3-エチルヘキサナール]」に、「[オクチルアルデヒド^P]」を「[オクチルアルデヒド]」に、「[3-エチルヘキサアルデヒド^P]」を「[3-エチルヘキサアルデヒド]」に、「[3-エチルヘキサナール]」を「[3-エチルヘキサナール]」に改め、同表1197の項（容器等級の欄がⅡであるもの）品名の欄のうち日本語名の欄中「(着香料)」を「[着香料]」「精油」に改め、同項品名の欄のうち英語名の欄中「FLAVOURING, LIQUID」を「LIQUID, for flavour or aroma」に改め、同表1197の項（容器等級の欄がⅢであるもの）品名の欄のうち日本語名の欄中「[着香料]」の下に「[精油]」を加え、同項品名の欄のうち英語名の欄中「FLAVOURING, LIQUID」を「LIQUID, for flavour or aroma」に改め、同表1307の項（容器等級の欄がⅢであ

3550	水酸化コバルト (Ⅱ) 粉末 ^P (呼吸域粒子を10%以上含むものに限る。)	COBALT DIHYDROXIDE POWDER, containing not less than 10% respirable particles	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	-	IBC07	B1 B40	T6	TP33	-	-	D SW2	-	-
------	---	--	-----	----	-----	---	---	---	---	----	------	---	---	---	---	-------	-----------	----	------	---	---	----------	---	---

別表第一備考1(2)の表3230の項中

自己反応性物質F (固体)	その他の化学名	X
---------------	---------	---

を

自己反応性物質F (固体)	(7-メトキシ-5-メチルベンゾチオフェン-2-イル) ボロソ酸 (濃度が88質量%以上100質量%以下のものに限る。)	(7-METHOXY-5-METHYL-BENZOTHIOPHEN-2-YL) BORONIC ACID (88%-100%)	OP7			(11)
	その他の化学名		X			

に

改め、同表注5に次のように加える。

- (11) 水の濃度が12質量%を超えないものであって、有機不純物の濃度が1質量%を超えないものに限る。

別表第一備考1(3)の表3103及び3105の項中「<100%」を「≦100%」に改め、同項中

<p>1-(2-ターシャリーブチルパーオキシイソプロピル)-3-イソプロピルベンゼン (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)</p>	<p>1-(2-tert-BUTYLPEROXY ISOPROPYL)-3-ISOPROPENYLBENZENE ($\leq 77\%$, Diluent type A $\geq 23\%$)</p>	<p>OP7</p>			
--	--	------------	--	--	--

を

<p>1-(2-ターシャリーブチルパーオキシイソプロピル)-3-イソプロピルベンゼン (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)</p>	<p>1-(2-tert-BUTYLPEROXY ISOPROPYL)-3-ISOPROPENYLBENZENE ($\leq 77\%$, Diluent type A $\geq 23\%$)</p>	<p>OP7</p>			
<p>ターシャリーブチルパーオキシイソプロピルカーボネート (濃度が62質量%以下のものであって、38質</p>	<p>tert-BUTYLPEROXY ISOPROPYLCARBONATE ($\leq 62\%$, Diluent type B $\geq 38\%$)</p>	<p>OP7</p>			

に

量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)

改め、同表3107の項中

<p>ターシヤリアーアミルハイドロパーオキサイド (濃度が88質量%以下のものであって、6質量%以上の希釈剤Aを含み、かつ、6質量%以上の水を含むものに限る。)</p>	<p>tert-AMYL HYDROPEROXIDE (VII 88%, Diluent type A/VI 6%, Water VI 6%)</p>	<p>OP8</p>			
--	---	------------	--	--	--

を

<p>アセチルアセトンパーオキサイド (濃度が35質量%以下のものであって、57質量%以上の希釈剤Aを含み、かつ、8質量%以上の水を含むものに限る。)</p>	<p>ACETYL ACETONE PEROXIDE ($\leq 35\%$, Diluent type A $\geq 57\%$, Water $\geq 8\%$)</p>	<p>OP8</p>			<p>(32)</p>
<p>ターシヤリアーアミルハイドロパーオキサイド</p>	<p>tert-AMYL HYDROPEROXIDE</p>	<p>OP8</p>			

を

(濃度が88質量%以下のものであって、6質量%以上の希釈剤Aを含み、かつ、6質量%以上の水を含むものに限る。)	($\leq 88\%$, Diluent type A $\geq 6\%$, Water $\geq 6\%$)				
---	--	--	--	--	--

改め、同表3109の項中「dispertion」を「dispersion」に改め、同表3117の項中「52質量%未満」を「52質量%以下」に改め、「dispersion」のトビ「in water」を加え、同項中

ジプロピオニルパーオキサイド (濃度が27質量%以下のものであって、73質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	DIPROPIONYL PEROXIDE ($\leq 27\%$, Diluent type B $\geq 73\%$)	OP8	+15 °C	+20 °C	
---	--	-----	-----------	-----------	--

を

ジプロピオニルパーオキサイド (濃度が27質量%以下のものであって、73質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	DIPROPIONYL PEROXIDE ($\leq 27\%$, Diluent type B $\geq 73\%$)	OP8	+15 °C	+20 °C	
---	--	-----	-----------	-----------	--

に

ターシャリーヘキシルパーオキシピバレート (濃度が52質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。)	tert-HEXYL PEROXYPIVALATE ($\leq 52\%$ as a stable dispersion in water)	OP8	+15 °C	+20 °C	
--	---	-----	-----------	-----------	--

改め、同表3119の項中「52質量%未満」を「52質量%以下」に改め、同表3119注5に次のように加える。

(32) 活性酸素濃度が4.15%以下のものに適用すること。
別表第一備考3(3)を次のように改める。

(3)(i) 引火性高压ガス及び毒性高压ガスのいずれにも該当すると判定された場合は、毒性高压ガスを優先し、引火性高压ガスを副次危険性とする。

(ii) 次のいずれにも該当すると判定された場合は、腐食性物質とする。

イ 腐食性物質 (備考2(7)の腐食性物質の容器等級の判定基準により容器等級ⅠからⅢまでのいずれかの腐食性物質に該当すると判定された場合に限る。)

ロ 毒物 (備考2(6)への毒物の吸入毒性試験 (粉じん又は煙霧を発生する物質に係る部分に限る。)) による容器等級の判定基準により容器等級Ⅰの毒物に該当すると判定された場合に限る。)

- ハ、毒物（備考2(6)イの経口毒性試験及びロの経皮毒性試験による容器等級の判定基準により、容器等級Ⅰ及びⅡに該当しないと判定された場合に限る。）
- 別表第一備考6(1)(i)P004の表中「収納されたものに限る。」のトに「以下同じ。」を加え、同表注に次のように加える。
- 4 強固な容器にあつては、容器検査を必要としない。
- 別表第一備考6(1)(i)P005の表注に次のように加える。
- 7 容器検査を必要としない。
- 別表第一備考6(1)(i)P006の表注1中「用いること。」のトに「なお、容器検査を必要としない。」を加える。
- 別表第一備考6(1)(i)P408(ロ)の表注3中「容器検査」を「木枠等の保護用外装材の場合にあつては、容器検査」に改める。
- 別表第一備考6(1)(i)P903の表中「パレット^{注4}」を「パレット^{注5}」に改め、同表注に次のように加える。
- 6 強固な容器、囲い又はパレットにあつては、容器検査を必要としない。
- 別表第一備考6(3)(i)IBC03の表注中「限ること。」のトに「この場合、危険物の蒸気圧について制限を受けない。」を加える。

別表第一備考6(3)(i)IBC07の表注3に次のように加える。

B40 国連番号が3550の危険物に関しては、フレキシブルIBC容器（粉末不漏性であって、13H3又は13H4に該当するものに限る。）を使用することができる。

別表備考6(4)(i)T23の表3109の項中

ターシャリーズナルハイドロパーオキサイド（濃度が72質量%以下の水溶液）(1)

-	-
---	---

を

ターシャリーズナルハイドロパーオキサイド（濃度が72質量%以下の水溶液）(1)
ターシャリーズナルハイドロパーオキサイド（濃度が56質量%以下で、希釈

-	-
-	-

に

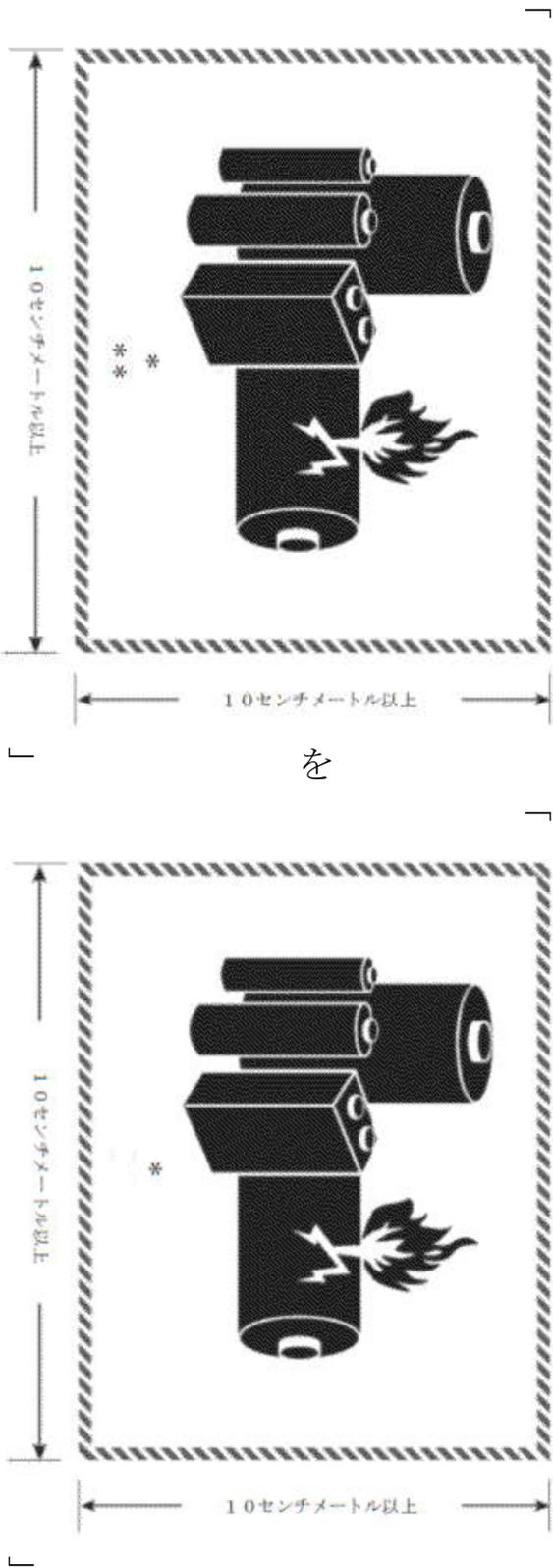
「剤Bを含むもの）」

改める。

別表第一備考8の表SG75及びSGG1aの項を削る。

別表第一備考9(1)中「及びSGG1a」及び「*」を削り、注を削る。

別表第一備考10の表SPI88の項(8)中



に改め、同項注2中「、**に追加情報問い合わせのため電話番号を」を削る。
別表第一備考10の表SP395の項の次に次のように加える。

SP397	窒素と酸素の混合物（酸素の含有率が19.5体積%以上23.5体積%以下のものであって、他の添加物を含まないものに限る。）は国連番号1002の危険物として運送することができる。この場合においては、等級5.1の副標札を付すことを要しない。
SP398	イソブチレンは、国連番号1055の危険物に該当する。

別表第八のニアルキルベンゼンホルボン酸（アルキル基の炭素数が11から17までのもの及びその混合物に限る。）の項の次に次のように加える。

アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が3から11までのもの混合物に限る。)並びにアクリレートポリマー及びフエノールホルムアルデヒドポリマーの混合物	Alkyl benzenes with phenol for maldehyde /acrylate polymers (33% or less)	S/P	2	2G	制御	不要	T2 A	II	No	密閉	F-T	A, B, C	不要	1.12, 1.17, 1.19.6
--	---	-----	---	----	----	----	---------	----	----	----	-----	---------	----	--------------------------

(アクリレー トポリマー 及びフェノール ホルムアルデ ヒドポリマー の混合物の濃 度が33質量% 以下のものに 限る。)																			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第八のニアルキルポリグルコシド水溶液（アルキル基の炭素数が8から10までのもの及びその混合物の濃度が60質量%以上であって、アルキル基の炭素数が12から14までのもの及びその混合物の濃度が40質量%以下のものに限る。）（濃度が55質量%以下のものに限る。）の項の次に次のように加える。

アルキルフェ ノール(アル キル基の炭素 数が12のもの を含む炭素数 が10から18ま でのものの混 合物に限る 。)	Alkylphen ols (C10- C18, C12 rich)	S/P	1	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
--	---	-----	---	----	----	----	---	---	-----	----	---	---------	---	---------------------------

別表第八のニアルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が10から28までのもの及びその

混合物に限る。)の項の次に次のように加える

塩化カルシウム水溶液(濃度が35質量%未満のものに限る。)	Calcium chloride solution (less than 35%)	S	3	2G	開放	不要	-	-	NF	制限	不要	不要	不要	不要	1. 19. 6
-------------------------------	---	---	---	----	----	----	---	---	----	----	----	----	----	----	----------

別表第八の三崎セロニノク磁鉄の項の次に次のように加える。

水酸化コリン水溶液	Choline hydroxide solution	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
-----------	----------------------------	-----	---	----	----	----	---	---	-----	----	---	------	---	---------------------------

別表第八のニヤシ油脂肪酸メチルエステル等の項の次に次のように加える。

5-(2-(メチルチオ)アルキル)イミダゾリジン-2,4-ジオン及び炭酸カリウムの中和反応生成物の濃縮物	Concentrated filtrate of the neutralized reaction product of 5-[2-(methylthio)alkyl]	P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	不要	不要	不要	不要	
--	--	---	---	----	----	----	---	---	----	----	----	----	----	----	--

imidazoli dine-2,4- dione and potassium carbonate																		
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第八のニ2,4-ジクロロフエノキソンの項の次に次のように加える。

2,4-ジクロ フエノキソ ン酸コリン 塩水 溶液	2,4-Dichl orophenox yacetic acid, choline salt solution	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C	不要	1. 19. 6
---------------------------------------	---	-----	---	----	----	----	---	---	-----	----	----	------	----	----------

別表第八のニエチレングリコールモノエーテルの項の次に次のように加える。

エチレングリ コールモノ エーテル (濃度が31 質量%以下 のものに限 る)。エチ レングリ コール (濃度が25 質量%以下 のものに限 る)	Ethylene glycol monoalkyl ethers (31% or less) / Ethylene glycol (25% or less) /	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
---	---	-----	---	----	----	----	---	---	-----	----	---	------	---	---------------------------

から18までの もの及びその 混合物に限る 。)	(C16-C18)																		
-----------------------------------	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第八のニアルキルサリチル酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が11以上のものに限る。）の項の次に次のように加える。

マレイン酸、アクリル酸、ビニルスルホン酸及びビニルホスホン酸重合体を含むナトリウム塩水溶液並びにエチレングリコール水溶液の混合水溶液	Maleic acid/ Acrylic acid/ Ethynylsulphonic acid/ Ethynylphosphonic acid polymer, sodium salt in aqueous/ethylene glycol solution	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C	E	1.12, 1.17, 1.19
--	---	-----	---	----	----	----	---	---	-----	----	---	------	---	------------------------

別表第八のニメチルアミンの項の次に次のように加える。

N・N'-メチル	N,N'-Meth	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C	E	1.12,
----------	-----------	-----	---	----	----	----	---	---	-----	----	---	------	---	-------

別表第八のニポリアクアール酸水溶液（濃度が40質量%以下のものに限る。）の項の次に次のように加える。

ポリアルケン スルホン酸ナ トリウム塩水 溶液（アルケ ニル基の炭素 数が16から18 までのものの 混合物に限る 。）	Polyalken e sulphonic acid (C16-C18) , sodium salt solution	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, C	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
--	--	-----	---	----	----	----	---	---	-----	----	---	------	----	------------------------------------

別表第八のニピリジンの項の次に次のように加える。

1-(フェニル メチル)-ピリ ジニウムアル キル誘導体塩 化物（濃度が3 0質量%以下 のものに限る 。）並びにノ ニルフェノー ールエトキシラ ート（濃度が1 0質量%以下 のものに限る	Pyridiniu m, 1- (phenylme thyl)-, alkyl derivativ es, chlorides (30% or less)/ Ethoxylat ed nonylphen	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	密閉	F-T	A, C	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
---	---	-----	---	----	----	----	----	---------	----	----	-----	------	---	---------------------------

。)のイソプロパノール(濃度が15質量%以下のもにに限る。)溶解液及びメタノール水溶液(濃度3質量%以下のもに限る。)の混合水溶液	ols (10% or less) in isopropanol (15% or less) / Methanol (3% or less) solution																		
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第八の三価クロム酸ナトリウム水溶液 (濃度が70質量%以下のものに限る。) の項の次に次のように加える。

ボリ(オキシエチレン) = トデシルエーテル硫酸ナトリウム塩水溶液	Sodium dodecylpoly (oxyethylene) sulphate solution	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
-----------------------------------	--	-----	---	----	----	----	---	---	-----	----	---	------	---	---------------------

別表第八の三磷酸トリトリル (オルト異性体の濃度が1質量%未満のものに限る。) の項の次に次のように加える。

ヘキサントリカルボニトリ	Tricyanohexane	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6
--------------	----------------	-----	---	----	----	----	---	---	-----	----	----	---------	----	----------

にあつては、1ミリメートル以上として差し支えない。

2 一辺の大きさは、10センチメートル（コンテナに付す場合にあつては25センチメートル）以上とする。ただし、危険物を収納する容器が小さい場合にあつては、5センチメートル以上として差し支えない。

3 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和58年運輸省告示第572号）第23条第

4項の規定による場合にあつては、同告示第7号様式を使用して差し支えない。

第六号様式備考14に次のように加える。

ニ 再生プラスチック製の容器にあつては、「REC」の文字を付すこと。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和五年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「旧危告示」という。）別表第一の国連番号の欄に「1169」又は「1197」と掲げる危険物の運送基準については、この

告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「新危告示」という。）別表第一の規定にかかわらず、令和五年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

4 旧危告示別表第一備考10による表示は、新危告示別表一備考10の規定による表示にかかわらず、令和八年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正について

1. 背景

個品危険物の海上運送に関しては、国際海事機関(以下「IMO」という。)で採択された「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」(SOLAS条約)及び同条約に基づく「国際海上危険物規程」(以下「IMDGコード」という。)により、運送基準が定められている。我が国においては、この運送基準の内容を「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」(昭和54年運輸省告示第549号。以下「危告示」という。)等に取り入れて安全規制を実施している。本年4月、IMOにおいてIMDGコード第41回改正案が採択されたことに伴い、危告示について、所要の改正を行う必要がある。

液体化学薬品のばら積み輸送に関しては、IMOで危険性等の評価・承認が行われた液体化学薬品について、MEPC.2/Circ.により、運送に係る技術基準が定められており、我が国においては、この技術基準の内容を危告示等に取り入れて安全規制を実施している。今般、MEPC.2/Circ.に新たな液体化学薬品に関する技術基準が追加されたことに伴い、危告示について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

①IMDGコード改正に伴う運送要件等の見直し

- (ア) 自己反応性物質及び有機化酸化物に該当する合計4種類の化学物質について、容器に収納する際の収納方法等を新規に規定する。
- (イ) 国連番号毎の危険物の運送要件について記載したリスト(以下「危険物リスト」という。)に掲げられる「UN1169 抽出香料液(精油)」及び「UN1197 抽出香料液(着香料)」を統合し、「UN1197 抽出香料液(精油又は着香料)」と改正する。
- (ウ) 危険物リストに掲載している「UN1891 臭化エチル」について、危険性の分類を「危険性等級6.1(毒物)」から「主危険性等級3(引火性液体類)及び副次危険性等級6.1」に改正し、危険物を運送する際の軽減措置が適用される許容容量・質量を改正する。
- (エ) 危険物リストに新規物質「水酸化コバルト(Ⅱ)粉末(呼吸域粒子を10%以上含むもの)」を追加する。
- (オ) リチウム含有量が少ない等のため危険物に該当しないリチウム電池を収納する容器に付す表示の記載項目から、電話番号を削除する。
- (カ) 危険物ごとに規定されている隔離要件について、「酸類(SGG1)」と「強酸類(SGG1a)」の区別を無くす。

②IMOにおける危険性等の評価・承認に伴う運送要件の見直し

「イソアルカン(炭素数が16から18までのもの及びその混合物に限る。)」等の液体化学薬品の運送に係る技術基準を新規に規定する。

③その他

(ア) 船舶の航行等に機関用燃料として使用される液体アンモニアや LNG 等の液化ガスが常用危険物に該当するよう、「機関用燃料」の範囲を改正する。

(イ) その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公布: 令和4年12月28日

施行: 令和5年1月1日

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(容器、包装) 第七條 (略) 254 (略)</p> <p>5 液体を収納するIBC容器は、摂氏五〇度で圧力一〇キロパスカルを超える蒸気圧又は摂氏五五度で圧力一三〇キロパスカルを超える蒸気圧を持つ危険物の容器として使用してはならない。ただし、別表第一の国連番号の欄に2672と掲げられている危険物を収納するIBC容器については、この限りでない。</p> <p>(容器検査等が必要な危険物) 第十條 (略)</p> <p>四 別表第一備考6において容器検査を必要としないことが定められている容器に収納する危険物</p> <p>第十條の三 規則第九條の告示で定めるものは、品名、「UN」の文字及び国連番号の表示並びに第三号様式の高温注意用表示とする。</p> <p>(危険物明細書の記載事項) 第十四條の三 (略)</p> <p>一 放射性物質等以外の危険物 イ 〆チ (略)</p> <p>リ 第三條第二項ただし書の規定により「温度管理が必要」若しくは「TEMPERATURE CONTROLLED」を品名に付している危険物、別表第一の品名の欄に「(温度管理が必要なもの)」が掲げられてい</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(容器、包装) 第七條 (略) 254 (略) (新設)</p> <p>(容器検査等が必要な危険物) 第十條 (略)</p> <p>四 別表第一の容器及び包装の欄において容器検査を必要としないことが定められている危険物</p> <p>第十條の三 規則第九條の告示で定めるものは、品名、「UN」の文字及び国連番号の表示並びに第三号様式の高温注意用表示及び第四号様式の少量危険物用表示とする。</p> <p>(危険物明細書の記載事項) 第十四條の三 (略)</p> <p>一 放射性物質等以外の危険物 イ 〆チ (略)</p> <p>リ 別表第一の品名の欄に「(温度管理が必要なもの)」が掲げられている危険物又は自己加速重合温度が摂氏五〇度(ポータブルタンクに収納される場合にあつては、摂氏四十五度)以下の危険</p>

る危険物又は自己加速重合温度が摂氏五〇度（ポータブルタンクに収納される場合にあつては、摂氏四十五度）以下の危険物を運送する場合にあつては、管理温度及び非常温度

二 (略)

ヌ・フ (略)

(IBC容器)

第二十五条の五 (略)

2 (略)

一・二 (略)

イ

容器の種類 (略)	水圧（メガパスカル） (略)
3 1 H 1 及び 3 1 H 2	<p>(1) 又は(2)のうちいずれか高い方の圧力</p> <p>(1) 次のいずれかの圧力</p> <p>(i) 摂氏五五度における容器の内部圧力に一・五を乗じた圧力</p> <p>(ii) 収納する危険物の摂氏五〇度におけるガス圧力（絶対圧力）に一・七五倍を乗じた値から</p> <p>○・一メガパスカルを減じた圧力又は○・一メガパスカルの圧力のうちいずれか高い方の圧力</p> <p>(iii) 収納する危険物の摂氏五五度におけるガス圧力（絶対圧力）</p>

物を運送する場合にあつては、管理温度及び非常温度

二 (略)

ヌ・フ (略)

(IBC容器)

第二十五条の五 (略)

2 (略)

一・二 (略)

イ

容器の種類 (略)	水圧（メガパスカル） (略)
3 1 H 1 及び 3 1 H 2	<p>(1) 又は(2)のうちいずれか高い方の圧力</p> <p>(1) 次のいずれかの圧力</p> <p>(i) 摂氏五五度における容器の内部圧力に一・五を乗じた圧力</p> <p>(ii) 収納する危険物の摂氏五〇度におけるガス圧力（絶対圧力）に一・七五倍を乗じた値から</p> <p>○・一メガパスカルを減じた圧力</p> <p>(iii) 収納する危険物の摂氏五五度におけるガス圧力（絶対圧力）</p>

(2)

略
は○・一メガパスカルの圧力のうちいずれか高い方の圧力

（）に一・五を乗じた値から○・一メガパスカルを減じた圧力又

(2)

略

（）に一・五を乗じた値から○・一メガパスカルを減じた圧力

改正後

別表第1 (別紙参照)

備考1 品名については、第3条第2項によるほか、次の(1)から(5)までに定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 品中に欄中「備考1(2)の表に掲げられたもの」は、次の表の化学名の欄に掲げる自己反応性物質とする。

国連番号	品名	化学名		収納方法	管理温度	非常温度	備考
		日本語名	英語名				
3221	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
~							
3229	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3230	自己反応性物質F (固体)	(7-メトキシ-5-メチルベンゾチオフェン-2-イル) ボロン酸	(7-METHOXY-5-METHYLBENZOTHIOPHEN-2-YL) BORONIC ACID (OP7			(11)

改正前

別表第1 (別紙参照)

備考1 品名については、第3条第2項によるほか、次の(1)から(5)までに定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 品中に欄中「備考1(2)の表に掲げられたもの」は、次の表の化学名の欄に掲げる自己反応性物質とする。

国連番号	品名	化学名		収納方法	管理温度	非常温度	備考
		日本語名	英語名				
3221	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
~							
3229	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3230	自己反応性物質F (固体)	(新設)					

		(濃度が88質量%以上100質量%以下のものに限る。)	88%-100%)				
		その他の化学名	x				
3231	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
~							
3240	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注 1～4 (略) 注 5 (1)～(10) (略) <u>(11) 水の濃度が12質量%を超えないものであって、有機不純物の濃度が1質量%を超えないものに限る。</u>							

(3) 品名の欄中「備考1(3)の表に掲げられたもの」は、次の表の化学名欄に掲げる有機化合物とする。

国	品名	化学名	収	管	非	備
---	----	-----	---	---	---	---

		その他の化学名	x				
3231	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
~							
3240	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注 1～4 (略) 注 5 (1)～(10) (略) (11) (新設)							

(3) 品名の欄中「備考1(3)の表に掲げられたもの」は、次の表の化学名欄に掲げる有機化合物とする。

国	品名	化学名	収	管	非	備
---	----	-----	---	---	---	---

連 番 号				納 方 法	理 温 度	常 温 度	考
		日 本 語 名	英 語 名				
310 1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
～							
310 3	有機過酸 化物C (液体)	ターシ ャリー アミル パーオ キシベ ンゾエ ート	tert-AM YL PERO XYBENZO ATE ($\leq 100\%$)	OP5			
～							
310 5	有機過酸 化物D (液体)	ターシ ャリー アミル パーオ キシ-3, 5 ,5-トリ メチル	tert-AM Y L PEROX Y -3, 5, 5- T RIMETHY L	OP7			

連 番 号				納 方 法	理 温 度	常 温 度	考
		日 本 語 名	英 語 名				
310 1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
～							
310 3	有機過酸 化物C (液体)	ターシ ャリー アミル パーオ キシベ ンゾエ ート	tert-AM YL PERO XYBENZO ATE ($\leq 100\%$)	OP5			
～							
310 5	有機過酸 化物D (液体)	ターシ ャリー アミル パーオ キシ-3, 5 ,5-トリ メチル	tert-AM Y L PEROX Y -3, 5, 5- T RIMETHY L	OP7			

ヘキサ ノエー ト	HEXANO A T E (\leq 100%))				
～					
1-(2-タ ーシャ リーブ チルパ ーオキ シイソ プ ロピル) - 3-イソ プロペ ニルベ ンゼン (濃度 が 77質量 %以下 のもの であっ て、23 質量%					

ヘキサ ノエー ト	HEXANO A T E (\leq 100%))				
～					
1-(2-タ ーシャ リーブ チルパ ーオキ シイソ プ ロピル) -3-イソ プロペ ニルベ ンゼン (濃度 が77質 量%以 下のも のであ って、2 3 質量% 以上の					

		～					
		その他の化学名	(略)				
～							
3107	有機過酸化物E (液体)	アセチルアセトンパーオキシド (濃度が35質量%以下のもの) であつて、57質量%以上の希釈剤Aを含み、かつ、8質量%以上の水を含むものに	ACETYL A CETONE P EROXIDE (≦35% Diluent type A ≧57%, Water ≥8%)	OP8			(32)

		～					
		その他の化学名	(略)				
～							
3107	有機過酸化物E (液体)	(新設)					

限る。)					
ターシ ヤリー アミル ハイド ロパー オキサ イド（ 濃度が8 8質量% 以下の もので あつて 、6質量 %以上 の希積 剤Aを含 み、かつ、6質 量%以 上の水 を含む ものに 限る。)					
～					

ターシ ヤリー アミル ハイド ロパー オキサ イド（ 濃度が8 8質量% 以下の もので あつて 、6質量 %以上 の希積 剤Aを含 み、かつ、6質 量%以 上の水 を含む ものに 限る。)					
～					

		その他の化学名	(略)				
～							
3109	有機過酸化)	～					
		ジベンゾイルパーオキシド (濃度が42質量%以下のもの であって、水中で分散安定化したもの に限る。)	DIBENZOYL PEROXIDE ($\leq 42\%$ as a stable dispersion in water)	OP8			
		～					

		その他の化学名	(略)				
～							
3109	有機過酸化)	～					
		ジベンゾイルパーオキシド (濃度が42質量%以下のもの であって、水中で分散安定化したもの に限る。)	DIBENZOYL PEROXIDE ($\leq 42\%$ as a stable dispersion in water)	OP8			
		～					

		ジラウ ロ イルパ ーオキ サイド (濃度 が42質 量%以 下のも のであ って、 水中で 分散安 定化し たもの に限る 。)	DILAURO YL PERO XIDE ($\leq 42\%$ as a st able di spersio n in wa ter)	OP8				
		～						
311 0	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		～						
311	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		ジラウ ロ イルパ ーオキ サイド (濃度 が42質 量%以 下のも のであ って、 水中で 分散安 定化し たもの に限る 。)	DILAURO YL PERO XIDE ($\leq 42\%$ as a st able di spertio n in wa ter)	OP8				
		～						
311 0	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		～						
311	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

6				略)	略)	略)	略)
311 7	有機過酸 化物E (液体) (温度管 理が必要 なもの)	ターシ ヤリー ブチル パーオ キシ-2- エチル ヘキサ ノエー ト (濃度 が32質 量%を 超え52 質量% <u>以下</u> のも ので あつて 、48質 量%以 上の希 釈剤Bを 含むも のに限 る。)					
		～					

6				略)	略)	略)	略)
311 7	有機過酸 化物E (液体) (温度管 理が必要 なもの)	ターシ ヤリー ブチル パーオ キシ-2- エチル ヘキサ ノエー ト (濃度 が32質 量%を 超え52 質量% <u>未満</u> のも ので あつて 、48質 量%以 上の希 釈剤Bを 含むも のに限 る。)					
		～					

ターシ ャリー ブチル パーオ キシネ オヘブ タノエ ート (濃度 が42質 量%以 下のも のであ って、 水中で 分散安 定化し たもの に限る 。)	tert-BU TYL PER OXYNEOH EPTANOA TE ($\leq 42\%$ as a st able di spersio n <u>in wa ter</u>)	(略)	(略)	(略)	(略)
～					
ジプロ ピオニ ルパー オキサ イド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ターシ ャリー ブチル パーオ キシネ オヘブ タノエ ート (濃度 が42質 量%以 下のも のであ って、 水中で 分散安 定化し たもの に限る 。)	tert-BU TYL PER OXYNEOH EPTANOA TE ($\leq 42\%$ as a st able di spersio n)	(略)	(略)	(略)	(略)
～					
ジプロ ピオニ ルパー オキサ イド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		化したものに 限る。)					
		～					
		その他の化学名	(略)				
3118	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3119	有機過酸化 化物F (液体) (温度管理が 必要なもの)	～					
		ジ-(3, 5, 5-トリメ チルヘキ サノイル)パーオ キサイド (濃度が 38質量% を超え52 質量%以 下のもの)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		～					
		その他の化学名	(略)				
3118	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3119	有機過酸化 化物F (液体) (温度管理が 必要なもの)	～					
		ジ-(3, 5, 5-トリメ チルヘキ サノイル)パーオ キサイド (濃度が 38質量% を超え52 質量%未 満のもの)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		であって、48質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)					
		～					
3120	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1～4 (略)
5 備考の欄に掲げる数字の意義は、次に定めるとおりとする。
(1)～(31) (略)
(32) 活性酸素濃度は4.15%以下のものに適用すること。

備考3 (1)～(2) (略)

(3) (i) 引火性高压ガス及び毒性高压ガスのいずれにも該当すると判定された場合は、毒性高压ガスを優先し、引火性高压ガスを副次危険性とする。

(ii) 次のいずれにも該当すると判定された場合は、腐食性物質とする。

イ 腐食性物質 (備考2(7)の腐食性物質の容器等級の判定基準により容器等級 I から III までのいずれかの腐食性物質に該当する

		であって、48質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)					
		～					
3120	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1～4 (略)
5 備考の欄に掲げる数字の意義は、次に定めるとおりとする。
(1)～(31) (略)
(新設)

備考3 (1)～(2) (略)

(3) 引火性高压ガス及び毒性高压ガスのいずれにも該当すると判定された場合は、毒性高压ガスを優先し、引火性高压ガスを副次危険性とする。

と判定された場合に限る。)

ロ 毒物 (備考2(6)ハの毒物の吸入毒性試験 (粉じん又は煙霧を発生する物質に係る部分に限る。) による容器等級の判定基準により容器等級Ⅰの毒物に該当すると判定された場合に限る。)

ハ 毒物 (備考2(6)イの経口毒性試験及びロの経皮毒性試験による容器等級の判定基準により、容器等級Ⅰ及びⅡに該当しないと判定された場合に限る。)

(4) (略)

備考4・5 (略)

備考6

P004
(略)
強固な容器 (装置内に収納されているもの又は装置と共に収納されたものに限る。以下同じ。)
注 1～3 4 強固な容器にあつては、容器検査を必要としない。

P005
(略)

(4) (略)

備考4・5 (略)

備考6

P004
(略)
強固な容器 (装置内に収納されているもの又は装置と共に収納されたものに限る。)
注 1～3 (新設)

P005
(略)

注 1～6 (略)
7 容器検査を必要としない。

P006

(略)

注 1 肩文字(1)が付されている容器は、容器の容量及びその使用目的に適応して適切に設計され十分な強度を有し、適切な材料で製造された強固な外装容器を用いること。なお、容器検査を必要としない。
2～8 (略)

P408
(ii) 電池

(略)

注 1～2 (略)
3 木枠等の保護用外装材を用いる場合にあっては、容器検査を必要としない。

P903

内装容器の種	内装容器の許	外装容器の種	外装容器の許
--------	--------	--------	--------

注 1～6 (略)
(新設)

P006

(略)

注 1 肩文字(1)が付されている容器は、容器の容量及びその使用目的に適応して適切に設計され十分な強度を有し、適切な材料で製造された強固な外装容器を用いること。
2～8 (略)

P408
(ii) 電池

(略)

注 1～2 (略)
3 容器検査を必要としない。

P903

内装容器の種	内装容器の許	外装容器の種	外装容器の許
--------	--------	--------	--------

類	容容量又は許 容質量	類	容容量又は許 容質量
1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2（容器等級がⅡの危険物を収納することができるもの。）			
強固な容器、囲い又はパレット ^{注5} （総質量が12kg以上であって、強固で耐衝撃性の筐体を有する電池又は組電池に限る。）			
注 1～5 （略） 6 <u>強固な容器、囲い又はパレットにあつては、容器検査を必要としない。</u>			

IBC03
(略)
注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする B8 （略） B11 国連番号が2672の危険物（アンモニア溶液で濃度が25%を超えないものに限る。）は、31H1、31H2及び31HZ1に限ること。 <u>この場合、危険物の蒸気圧について制限を受けない。</u> B19 （略）

類	容容量又は許 容質量	類	容容量又は許 容質量
1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2（容器等級がⅡの危険物を収納することができるもの。）			
強固な容器、囲い又はパレット ^{注4} （総質量が12kg以上であって、強固で耐衝撃性の筐体を有する電池又は組電池に限る。）			
注 1～5 （略） （新設）			

IBC03
(略)
注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする B8 （略） B11 国連番号が2672の危険物（アンモニア溶液で濃度が25%を超えないものに限る。）は、31H1、31H2及び31HZ1に限ること。 B19 （略）

IBC07
(略)
注 1～2 (略) 3 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 B8～B21 (略) B40 <u>国連番号が3550の危険物に関しては、フレキシブルIBC容器（粉末不漏性であって、13H3又は13H4に該当するものに限る。）を使用することができる。</u>

IBC07
(略)
注 1～2 (略) 3 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする B8～B21 (略) (新設)

T23									
国連番号	品名	化学名	最小試験圧力 (MPa)	タンク外板の最小板圧 (基準鋼)	底部開口	圧力安全装置の種類	ポータブルタンクの内容積に対する内部の空間の割合の	管理温度 (°C)	非常温度 (°C)

T23									
国連番号	品名	化学名	最小試験圧力 (MPa)	タンク外板の最小板圧 (基準鋼)	底部開口	圧力安全装置の種類	ポータブルタンクの内容積に対する内部の空間の割合の	管理温度 (°C)	非常温度 (°C)

							最小許容量	
3109	有機過酸化物F(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)	ターシャリーブチルハイドロパーオキサイド(濃度が72質量%以下の水溶液) (1)	0.4	-	B	IMDGコード4.2.1.13.6、4.2.1.13.7、4.2.1.13.8及び6.7.2.8.2に規定する要件に適合するもの	-	-
		<u>ターシャリーブチルハイドロパーオキサイド(濃度が56質量%以下で、希釈剤Bを含有するもの)</u>					-	-
		(略)					(略)	(略)
		その他の	x					

							最小許容量	
3109	有機過酸化物F(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)	ターシャリーブチルハイドロパーオキサイド(濃度が72質量%以下の水溶液) (1)	0.4	-	B	IMDGコード4.2.1.13.6、4.2.1.13.7、4.2.1.13.8及び6.7.2.8.2に規定する要件に適合するもの	-	-
		(新設)					-	-
		(略)					(略)	(略)
		その他の	x					

		化学名							
31 10	(略)	(略)							
~									
32 40	(略)	(略)							
注 1~2 (略)									

備考8

記号	意義
SG1	(略)
~	
	(削除)
~	

		化学名							
31 10	(略)	(略)							
~									
32 40	(略)	(略)							
注 1~2 (略)									

備考8

記号	意義
SG1	(略)
~	
SG75	<u>甲板上積載をする場合には、強酸類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、強酸類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。</u>
~	

	(削除)
～	
SP294	(略)

備考9

(1) 酸類 (SGG1)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1052	フッ化水素 (無水物)	HYDROGEN FLUORIDE, ANHYDROUS
～		
1777	フルオロスルホン酸 [フッ化スルホン酸]	FLUOROSULPHONIC ACID
～		
1786	フッ化水素酸と硫酸の混合物	HYDROFLUORIC ACID AND SULPHURIC ACID MIXTURE

SGG1a	備考9 (1) の酸類 (強酸) を示す。
～	
SP294	(略)

備考9

(1) 酸類 (SGG1及びSGG1a)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1052*	フッ化水素 (無水物)	HYDROGEN FLUORIDE, ANHYDROUS
～		
1777*	フルオロスルホン酸 [フッ化スルホン酸]	FLUOROSULPHONIC ACID
～		
1786*	フッ化水素酸と硫酸の混合物	HYDROFLUORIC ACID AND SULPHURIC ACID MIXTURE

1787	ヨウ化水素酸 [ヨウ酸]	HYDRIODIC ACID
1788	臭化水素酸 [臭酸]	HYDROBROMIC ACID
1789	塩酸	HYDROCHLORIC ACID
1790	フッ化水素酸	HYDROFLUORIC ACID
～		
1796	混酸	NITRATING ACID MIXTURE
1798	王水	NITROHYDROCHLORIC ACID
～		
1802	過塩素酸（濃度が50 質量 %以下のものに限る。）	PERCHLORIC ACID with not more than 50% acid, by mass
～		
1826	廃混酸	NITRATING ACID MIXTURE, SPENT
～		

1787*	ヨウ化水素酸 [ヨウ酸]	HYDRIODIC ACID
1788*	臭化水素酸 [臭酸]	HYDROBROMIC ACID
1789*	塩酸	HYDROCHLORIC ACID
1790*	フッ化水素酸	HYDROFLUORIC ACID
～		
1796*	混酸	NITRATING ACID MIXTURE
1798*	王水	NITROHYDROCHLORIC ACID
～		
1802*	過塩素酸（濃度が50 質量 %以下のものに限る。）	PERCHLORIC ACID with not more than 50% acid, by mass
～		
1826*	廃混酸	NITRATING ACID MIXTURE, SPENT
～		

1830	硫酸(濃度51 質量%を超えるものに限る。)	SULPHURIC ACID with more than 51% acid
1831	発煙硫酸 [二硫酸等]	SULPHURIC ACID, FUMING
1832	廃硫酸	SULPHURIC ACID, SPENT
～		
1873	過塩素酸(濃度が50 質量%を超え72 質量%以下のものに限る。)	PERCHLORIC ACID with more than 50% but not more than 72% acid, by mass
～		
1906	廃酸	SLUDGE ACID
～		
2031	硝酸	NITRIC ACID, OTHER THAN RED FUMING
2032	発煙硝酸	NITRIC ACID, RED FUMING
～		
2240	クロム硫酸	CHROMOSULPHURIC ACID

1830*	硫酸(濃度51 質量%を超えるものに限る。)	SULPHURIC ACID with more than 51% acid
1831*	発煙硫酸 [二硫酸等]	SULPHURIC ACID, FUMING
1832*	廃硫酸	SULPHURIC ACID, SPENT
～		
1873*	過塩素酸(濃度が50 質量%を超え72 質量%以下のものに限る。)	PERCHLORIC ACID with more than 50% but not more than 72% acid, by mass
～		
1906*	廃酸	SLUDGE ACID
～		
2031*	硝酸	NITRIC ACID, OTHER THAN RED FUMING
2032*	発煙硝酸	NITRIC ACID, RED FUMING
～		
2240*	クロム硫酸	CHROMOSULPHURIC ACID

～		
2308	硫酸水素ニトロシル（液体）	NITROSYLSULPHURIC ACID, LIQUID
～		
2796	硫酸（濃度が51 質量%以下のものに限る。）又は電池液（酸性のもの）	SULPHURIC ACID with not more than 51% acid or BATTERY FLUID, ACID
～		
3498	（略）	（略）

（削除）

備考 1 0

記号	意義
～	
SP188	次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。 (1)～(7) (略)

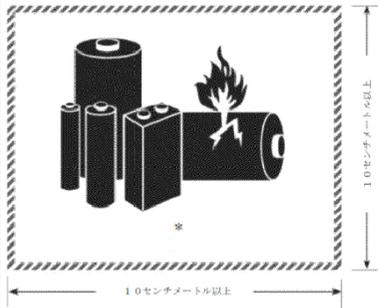
～		
2308*	硫酸水素ニトロシル（液体）	NITROSYLSULPHURIC ACID, LIQUID
～		
2796*	硫酸（濃度が51 質量%以下のものに限る。）又は電池液（酸性のもの）	SULPHURIC ACID with not more than 51% acid or BATTERY FLUID, ACID
～		
3498	（略）	（略）

注 国連番号の欄に付記された肩文字「*」は、当該危険物が強酸（SGG1a）に該当するものであることを意味する。

備考 1 0

記号	意義
～	
SP188	次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。 (1)～(7) (略)

(8) (略)



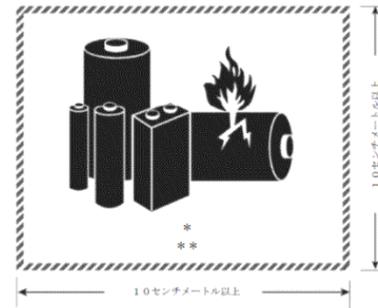
注1 (略)

注2 下部の白地の*に「UN」の文字に続けて
国連番号を記入すること。

注3～注4 (略)

～	
SP395	(略)
SP397	<u>窒素と酸素の混合物（酸素の含有率が19.5体積%以上23.5体積%以下のものであって、他の添加物を含まないものに限る。）は国連番号1002の危険物として運送することができる。この場合においては、等級5.1の副標札を付すことを要しない。</u>
SP398	<u>イソブチレンは国連番号1055の危険物に該当する。</u>

(8) (略)



注1 (略)

注2 下部の白地の*に「UN」の文字に続けて
国連番号を、**に追加情報問い合わせの
ための電話番号を記入すること。

注3～注4 (略)

～	
SP395	(略)
	(新設)
	(新設)

～

別表第 8 の 2 (略)

別表第 8 の 3 (別紙参照)

別表第 9 ～別表第 1 4 の 1 (略)

別表第 1 4 の 2 表 (略)

備考 1 ～ 2 (略)

3 表中「ー」は、隔離を要しないことを示し、表中の数字は、次の要件を示す。

(1) 隔離区分がGの爆発性物品（煙火を除く）を隔離区分がC、D又はEの爆発性物品と積載する場合は、同一の船倉、区画又はコンテナ等に爆発性物質を積載してはならない。

(2)～(6) (略)

4 (略)

別表第 1 5 ～別表第 1 6 (略)

別表第 1 7 (常用危険物)

品名	容器及び包装	積載方法等
～		
機関用燃料	適当な容器	適当な燃料タンクに積

～

別表第 8 の 2 (略)

別表第 8 の 3 (別紙参照)

別表第 9 ～別表第 1 4 の 1 (略)

別表第 1 4 の 2 表 (略)

備考 1 ～ 2 (略)

3 表中「ー」は、隔離を要しないことを示し、表中の数字は、次の要件を示す。

(1) 隔離区分がGの爆発性物品（煙火、発煙弾及び催涙弾を除く）を隔離区分がC、D又はEの爆発性物品と積載する場合は、同一の船倉、区画又はコンテナ等に爆発性物質を積載してはならない。

(2)～(6) (略)

4 (略)

別表第 1 5 ～別表第 1 6 (略)

別表第 1 7 (常用危険物)

品名	容器及び包装	積載方法等
～		
機関用燃料 (引火点が6	適当な容器	適当な燃料タンクに積

		載すること。
～	～	

第4号様式 (第7条の4、第10条の3、第16条の2関係)
少量危険物用表示

図 (略)
表

部 分	色 彩
地	白又は表示が見やすい色
線	黒
記 号	黒

注1～2 (略)

3 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和58年運輸省告示第572号)第23条第4項の規定による場合にあつては、同告示第7号様式を使用して差し支えない。

第6号様式 (第25条の4、第25条の4の2及び第25条の5及び第25条の6の3関係)

備考 1～13 (略)

14 IBC容器にあつては、次の要件に適合するものであること。

イ～ハ (略)

ニ 再生プラスチック製の容器にあつては「REC」の文字を付すこと。

15～16 (略)

0℃以下のもの)		載すること。
～		

第4号様式 (第7条の4、第10条の3、第16条の2関係)
少量危険物用表示

図 (略)
表 (新設)

注1～2 (略)

3 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和58年運輸省告示第572号)第23条の規定による場合にあつては、同告示第7号様式を使用して差し支えない。

第6号様式 (第25条の4、第25条の4の2及び第25条の5及び第25条の6の3関係)

備考 1～13 (略)

14 IBC容器にあつては、次の要件に適合するものであること。

イ～ハ (略)

(新設)

15～16 (略)

別表第8の3(液体化学薬品)(第2条、第3条、第35条の2、第36条、第36条の2、第36条の3、第37条、第38条、第38条の2、第39条、第40条、第40条の2、第40条の3、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第52条の2及び第53条関係)

品名		危険性	船型	タンク型式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	呼吸及び目の保護	特別要件
日本語名	英語名						分類	グループ	引火点>60℃						
(略)															
アルキルベンゼンスルホン酸(アルキル基の炭素数が11から17までのもの及びその混合物に限る。)	Alkyl (C11-C17) benzene sulphonic acid	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が3から11までのものの混合物に限る。)並びにアクリレートポリマー及びフェノールホルムアルデヒドポリマーの混合物(アクリレートポリマー及びフェノールホルムアルデヒドポリマーの混合物の濃度が33質量%以下のものに限る。)	Alkyl (C3-C11) benzenes with phenolformaldehyde/acrylate polymers (33% or less)	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19, 6
(略)															
アルキルポリグルコシド水溶液(アルキル基の炭素数が8から10までのもの及びその混合物の濃度が60質量%以上であって、アルキル基の炭素数が12から14までのもの及びその混合物の濃度が40質量%以下のものに限る。)(濃度が55質量%以下のものに限る。)	Alkyl (C8-C10) / (C12-C14): (60% or more/40% or less) polyglucoside solution(55% or less)	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が12のものを含む炭素数が10から18までのものの混合物に限る。)	Alkylphenols (C10-C18, C12 rich)	S/P	1	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C		E	1, 12, 1, 17, 1, 19
(略)															
アルキルサリチル酸カルシウム(アルキル基の炭素数が10から28までのもの及びその混合物に限る。)	Calcium alkyl (C10-C28) salicylate	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C	x	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6

塩化カルシウム水溶液 (濃度が 35 質量%未満のものに限る。)	Calcium chloride solution (less than 35%)	S	3	2G	開放	不要	-	-	NF	制限	不要	不要		不要	1, 19, 6
(略)															
塩化コリン水溶液	Choline chloride solutions	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	
水酸化コリン水溶液	Choline hydroxide solution	S/P	3	2G	制限	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C		E	1, 12, 1, 17, 1, 19
(略)															
やし油脂肪酸メチルエステル	Coconut oil fatty acid methyl ester	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
5-(2-(メチルチオ)アルキル)イミダゾリジン-2,4-ジオン及び炭酸カリウムの中和反応生成物ろ液の濃縮物	Concentrated filtrate of the neutralized reaction product of 5-[2-(methylthio)alkyl]imidazolidine-2,4-dione and potassium carbonate	P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	不要	不要		不要	
(略)															
2,4-ジクロロフェノール	2,4-Dichlorophenol	S/P	2	2G	制御	乾燥			Yes	密閉	T	A, D	N1	E	1. 12, 1. 16. 2, 1. 17, 1. 19
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸コリン塩水溶液	2,4-Dichlorophenoxyacetic acid, choline salt solution	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
(略)															
エチレングリコールモノアルキルエーテル	Ethylene glycol monoalkyl ethers	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II B	No	密閉	F-T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19
エチレングリコールモノアルキルエーテル (濃度が 31 質量%以下のものに限る。)、エチレングリコール (濃度が 25 質量%以下のものに限る。)、エトキシ化アルコール (濃度が 15 質量%以下のものに限る。)、エトキシ化イミダゾリン (濃度が 10 質量%以下のものに限る。) 及び 2-メルカプトエタノール水溶液 (濃度が 5 質量%以下のものに限る。) の混合水溶液	Ethylene glycol monoalkyl ethers (31% or less)/Ethylene glycol (25% or less)/Ethoxylated alcohols (15% or less)/Ethoxylated imidazolines (10% or less)/2-mercaptoethanol (5% or less) solution	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
(略)															
過酸化水素水溶液 (濃度が 60 質量%を超え 70 質量%以下のものに限る。)	Hydrogen peroxide solutions (over 60% but not over 70% by mass)	S/P	2	2G	制御	不要			NF	制限	T	不要		不要	1. 5. 1~ 1. 5. 12, 1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6

過酸化水素水溶液 (濃度が 8 質量% を超え 60 質量%以下 のものに限る。)	Hydrogen peroxide solutions(over 8% but not over 60% by mass)	S/P	3	2G	制御	不要			NF	制限	T	不要	不要	1. 5. 14~ 1. 5. 25, 1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 18, 1. 19. 6
(略)														
イリッペオイル	Illipe oil	P	2k											
イソアルカン(炭素 数が 16 から 18 ま でのもの及びその 混合物に限る。)	Isoalkanes (C16- C18)	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1, 19, 6
(略)														
アルキルサリチル 酸マグネシウム(ア ルキル基の炭素数 が 11 以上のもの に限る。)	Magnesium long- chain alkyl salicylate(C11+)	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6
マレイン酸、アクリ ル酸、ビニルスルホ ン酸及びビニルホ スホン酸重合体を 含むナトリウム塩 水溶液並びにエチ レングリコール水 溶液の混合水溶液	Maleic acid/Acrylic acid/Ethenylsulph onic acid/Ethenylphosp honic acid polymer, sodium salt in aqueous/ethylene glycol solution	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
(略)														
N-メチルアニリン	N-Methylaniline	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
N・N' -メチレンピ ス (5-メチルオキ サゾリジン)	N, N'-Methylene- bis(5- methyloxazolidine)	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C	E	1. 12, 1. 17 1. 19
(略)														
アルファオレフィ ン混合物(炭素数が 6 から 18 までのも の混合物に限る。)	alpha-Olefins (C6- C18) mixtures	S/P	2	2G	制御	不要	T4	II A	No	制限	F-T	A, C	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
アルファオレフィ ン(炭素数が 12 以 上のものの混合物 に限る。)	alpha-Olefin (C12+) mixtures	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6
(略)														
パーム油脂肪酸メ チルエステル	Palm oil fatty acid methyl ester	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C	不要	1. 19. 6
パーム油工場廃液 精製油	Palm oil mill effluent oil	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6,
パーム油工場廃液 精製油脂肪酸蒸留 出物	Palm oil mill effluent oil fatty acid distillate	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
(略)														
ポリアクリル酸水 溶液(濃度が 40 質 量%以下のものに 限る。)	Polyacrylic acid solution(40% or less)	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C	x	不要
ポリアルケンスル ホン酸ナトリウム 塩水溶液(アルケ ニル基の炭素数が 16 から 18 までのもの の混合物に限る。)	Polyalkene sulphonic acid (C16-C18), sodium salt solution	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, C	不要	1, 12, 3, 1, 12, 4, 1, 19, 6

(略)															
ピリジン	Pyridine	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F-T	A, C	N4	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
1- (フェニルメチル)-ピリジニウムアルキル誘導体塩化物 (濃度が 30 質量%以下のものに限る)並びにノニルフェノールエトキシラート (濃度が 10 質量%以下のものに限る)のイソプロパノール(濃度が 15 質量%以下のものに限る。)を溶媒溶液及びメタノール水溶液 (濃度が 3 質量%以下のものに限る。)の混合水溶液	Pyridinium, 1-(phenylmethyl)-, alkyl derivatives, chlorides (30% or less)/Ethoxylated nonylphenols (10% or less) in isopropanol (15% or less)/Methanol solution (3% or less)	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	密閉	F-T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
(略)															
重クロム酸ナトリウム水溶液(濃度が 70 質量%以下のものに限る。)	Sodium dichromate solution(70% or less)	S/P	1	1G	制御	不要			NF	密閉	T	不要	N2	E	1. 12, 1. 17~ 1. 19
ポリ(オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸ナトリウム塩水溶液	Sodium dodecylpoly(oxyethylene) sulphate solution	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制御	T	A, C		E	1, 12, 1, 17, 1, 19
(略)															
磷酸トリトリル(オルト異性体の濃度が 1 質量%未満のものに限る。)	Tricresyl phosphate(containing less than 1% ortho-isomer)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
ヘキサントリカルボニトリル	Tricyanohexane	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1, 19, 6
(略)															